

天草市一般不妊治療費助成事業について

～一般不妊治療費を助成します～

天草市では、不妊治療を実施するご夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊症と医師に診断された夫婦を対象に、一般不妊治療のうち人工授精に要する費用の一部を助成します。

1 対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 夫婦のいずれか一方が、一般不妊治療を実施する医療機関のうちの医師に不妊症と診断されていること。
- ② 医療保険が適用される一般不妊治療を実施した夫婦であること。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く。
 - ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
 - イ 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの
- ③ 夫婦のいずれか一方が天草市に住所があること
- ④ 同一治療期間において、他の市町村の助成を受けていないこと
- ⑤ 夫婦の属する世帯全員が市税を滞納していないこと

2 助成内容

(1) 助成額

一般不妊治療医療に係る助成金の額は、助成対象者が負担した本人負担額（医療保険各法に基づく本人負担額）とする。

一般不妊治療医療 1回につき上限額 1万円

(2) 助成回数

助成の回数の制限なし

3 申請に必要な書類等

- ① 天草市一般不妊治療費助成事業申請（請求）書
- ② 天草市一般不妊治療費助成事業受診等証明書
※不妊治療の薬代は、領収書（明細書含む）を持参のうえ、主治医に相談ください。
- ③ 一般不妊治療費に係る領収証の写し
- ④ 戸籍謄本又は抄本（申請日以前 1 月以内のもの）
※夫婦のいずれとも天草市に住所があり、かつ、同一世帯の場合は省略することができます。
- ⑤ 天草市不妊治療費助成事業事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合）
- ⑥ 申請者の通帳
- ⑦ 印鑑

4 申請期限

1 回の治療が終了した月の翌月から 1 年以内に、市（各センター）へ申請してください。
（例えば、4 月に 1 回の治療が終了した場合は、翌年の 4 月末までとなります。）

5 申請書の提出先及び問い合わせ先

各センター	所在地	電話番号
天草市こども家庭センター	天草市浄南町 4 番 1 5 号	0969-22-0404
天草西保健福祉センター	天草市河浦町白木河内 223 番地 11	0969-75-3301

6 不妊専門相談

熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）

電話：096-381-4340

住所：熊本市長嶺南 2 丁目 3 番 3 号

天草市では、生殖補助医療治療費（体外受精、顕微授精、男性不妊治療）の助成も行っています。詳細については“生殖補助医療治療費を助成します”のチラシをご覧ください。